

死亡による 受取保険金について

□生命保険の基本的な仕組み

生命保険は次の三つの事項を基本として契約されています。

【被保険者】 保険の対象になっている人。

【保険契約者】 その保険を契約した人で通常この人が保険料を負担します。

【保険金受取人】 保険事故発生により、その対象となった保険金を受取る人をいいます。

□生命保険金は民法上は相続財産ではない

例えば被相続人（亡くなった人、仮に父とします）が、自己を被保険者・保険契約者とし、長男を保険金受取人とした保険契約をして、保険料を支払っている時に死亡しますと、その保険金は保険契約によって当然受取人である長男に支払われます。そしてこれは、保険契約者たる父から受け継いで取得するものでなく、長男が固有の権利として取得したものです。（最高裁昭和40. 2. 2 三小）また、この保険金請求権は、父が死亡した時に初めて発生するものであって、父の払い込んだ保険料と等しいものでなく、父の稼働に代わる給付でもありません。したがって、実質的に父の財産に属していたものとみることもできません。（最高裁平成14. 11. 5 小）

したがって、生命保険契約に基づいて長男が取得した保険金は、被相続人からの遺贈又は贈与と解することはできない、と民法ではこうなります。

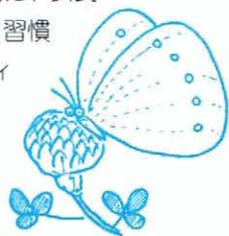
□被相続人の払込んだ保険料はどうなるのか

先の死亡保険金が支払われるためには、当然冒頭に述べましたように、保険契約者（父）が毎月又は毎年、或いは最近では一時払いもあるようですが、生前支払った保険料はどうなるのかという問題があります。

確かに、父が支払った保険料相当額はその額相当の相続財産を減少させていることは事実でしょう。そうすると、保険金受取人である長男と他の共同相続人間に不公平が生じることも否定できないでしょう。

話のタネ

○イギリスでは、毎年6月の第2土曜日に、エリザベス女王の誕生日を祝う祝典が行われます。しかし、本当の誕生日は4月21日です。何故でしょう。この時期、ロンドンはまだ寒い、という理由で、気候のいい6月を公式の誕生日にしました。国王の本当の誕生日の他に、公式の誕生日を設ける習慣は、1830年のウィリアム四世の時代からあったそうです。



【特別受益者の相続分】

民法では、「共同相続人中に、被相続人から、遺贈を受けたり、婚姻に際して、又は生計の資本として、贈与を受けた者がいるときは、被相続人が相続開始の時に所有した財産の価額にその贈与の額を加えたものを相続財産とみなす」という規定があります。

前述の、被相続人が生前支払った保険料がこの「特別利益」に該当するかどうかは、民法の趣旨に照らし到底承認ができないほど著しい差があると評価すべき特段の事情がある場合には、民法の類推適用により、この生命保険請求権は特別利益として相続の対象となるという判例があります。（最高裁平成16. 10. 29 二小）この場合には、保険金の遺産総額に占める割合とか、被相続人の介護等に対する貢献の度合い、各相続人の生活実態等を総合考慮して判断すべきであると判決ではいっています。

□相続税では相続財産になります

以上述べました生命保険金は、民法上相続財産の範疇から除外されても、相続税法では被相続人が保険契約者で、保険料の支払者であった生命保険の受領については相続財産とみなして総て一定の控除額を控除した後の金額を相続財産として相続税が計算されます。